

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

一 搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定めること。

(第十四条、第四十五条の三の三の二、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

二 搜索救助用レーダートランスポンダの技術的条件に円偏波を追加すること。

(第四十五条の三の三関係)

第二 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行すること。